

芝山町総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成27年 4月27日

芝山町長 相川 勝重

芝山町告示第30号

芝山町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、円滑に教育行政を推進するため、芝山町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置についての協議
- (4) 前3号に関する構成員の事務の調整

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議をする必要があると思料するときは、町長に対し、その協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の招集を行った場合、町長は、直ちに会議開催の場所及び日時等について告示するものとする。
- 4 会議は、年2回の開催を基本とする。ただし大綱の策定及び緊急事態が発生したときは、別に会議を開催する。
- 5 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 町長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課行政係において処理する。ただし、会議に係る事務を教育委員会事務局に委任し、又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。